

北中城村地域防災計画  
(平成 31 年 3 月修正)

北中城村



# 【 目 次 】

第1編 基本編	1-1
第1章 総則	1-1
第1節 目的	1-1
第2節 用語	1-2
第3節 北中城村の概況	1-2
第4節 災害の想定	1-4
第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-17
第2章 基本方針	1-23
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	1-23
第2節 防災対策の基本方針	1-26
第3節 村防災計画の修正（見直し）	1-27
第2編 地震・津波編	2-1
第1章 災害予防計画	2-1
第1節 災害予防計画の基本方針等	2-1
第1款 災害予防計画の基本的な考え方	2-1
第2款 災害予防計画の推進	2-2
第2節 地震・津波に強いまちづくり	2-4
第1款 地盤・土木施設等の対策（実施主体：関係各課、県）	2-4
第2款 都市基盤の整備（実施主体：関係各課）	2-11
第3款 建築物の対策	2-13
第4款 危険物等の対策	2-14
第3節 地震・津波に強い人づくり	2-17
第1款 防災訓練計画	2-17
第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	2-19
第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）	2-21
第4款 消防職員等の確保（実施主体：総務課）	2-22
第5款 企業防災の促進（実施主体：企画振興課）	2-23
第6款 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）	2-23
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	2-24
第1款 初動体制の強化（実施主体：総務課）	2-24

第2款	活動体制の確立（実施主体：総務課）	2-26
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 （実施主体：関係各課）	2-31
第4款	消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：総務課）	2-34
第5款	災害ボランティアの活動環境の整備 （実施主体：福祉課、村社会福祉協議会）	2-35
第6款	要配慮者の安全確保計画（実施主体：福祉課）	2-36
第7款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保 （実施主体：企画振興課）	2-38
第5節	津波避難体制等の整備	2-41
第2章	災害応急対策計画	2-45
第1節	組織計画	2-45
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	2-55
第1款	緊急地震速報の活用	2-55
第2款	地震情報等の種類及び発表基準	2-56
第3款	津波警報等の種類及び発表基準	2-58
第4款	津波警報等の伝達	2-64
第5款	近隣地震津波に対する自衛措置	2-65
第3節	災害通信計画	2-66
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	2-71
第5節	災害広報計画（実施主体：総務対策班）	2-94
第6節	自衛隊災害派遣要請計画（実施主体：総務対策班）	2-96
第7節	広域応援要請計画（実施主体：総務対策班）	2-103
第8節	避難計画	2-105
第1款	避難の原則	2-105
第2款	津波避難計画	2-114
第3款	広域一時滞在	2-115
第9節	観光客等対策計画	2-122
第10節	要配慮者対策計画	2-124
第11節	消防計画	2-125
第12節	救出計画	2-126
第13節	医療救護計画	2-127
第14節	感染症対策計画	2-129
第15節	交通輸送計画（実施主体：総務対策班、土木対策班）	2-132
第16節	治安警備計画	2-142
第17節	災害救助法適用計画	2-142

第 18 節	給水計画（実施主体：総務対策班、上下水道対策班）	2-145
第 19 節	食料供給計画（実施主体：福祉対策班）	2-147
第 20 節	生活必需品供給計画（実施主体：福祉対策班）	2-149
第 21 節	し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	2-151
第 22 節	行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画	2-155
第 23 節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画（実施主体：土木対策班）	2-163
第 24 節	住宅応急対策計画（実施主体：土木対策班）	2-164
第 25 節	二次災害の防止計画（実施主体：土木対策班）	2-166
第 26 節	教育対策計画（実施主体：教育対策班）	2-168
第 27 節	危険物等災害応急対策計画（実施主体：総務対策班）	2-170
第 28 節	在港船舶対策計画	2-171
第 29 節	労務供給計画（実施主体：総務対策班）	2-172
第 30 節	民間団体の活用計画（実施主体：総務対策班）	2-177
第 31 節	ボランティア受入計画（実施主体：福祉対策班）	2-178
第 32 節	公共土木施設応急対策計画（実施主体：土木対策班）	2-180
第 33 節	ライフライン等施設応急対策計画	2-182
第 34 節	交通機関応急対策計画	2-184
第 35 節	農林水産物応急対策計画（実施主体：農業対策班）	2-184
第 3 章	災害復旧・復興計画	2-186
第 1 節	公共施設災害復旧計画	2-186
第 2 節	被災者生活への支援計画	2-187
第 3 節	中小企業者等への支援計画	2-195
第 4 節	復興の基本方針等	2-196
第 3 編	風水害等編	3-1
第 1 章	災害予防計画	3-1
第 1 節	治山治水計画	3-1
第 1 款	治山事業	3-1
第 2 節	土砂災害予防計画	3-3
第 3 節	高潮対策計画	3-6
第 4 節	建築物等災害予防計画	3-7
第 5 節	火災予防計画	3-8
第 6 節	林野火災予防計画	3-10
第 7 節	危険物等災害予防計画	3-11
第 8 節	上・下水道施設災害予防計画	3-12
第 1 款	上水道施設災害予防計画	3-12

第 2 款	下水道施設災害予防計画	3-12
第 9 節	ガス、電力施設災害予防計画	3-13
第 1 款	高圧ガス災害予防計画	3-13
第 2 款	電力施設災害予防計画（実施主体:沖縄電力(株)）	3-13
第 10 節	食料等備蓄計画	3-14
第 11 節	災害通信施設整備計画	3-15
第 1 款	通信施設災害予防計画	3-15
第 2 款	通信・放送設備の優先利用等	3-15
第 12 節	不発弾等災害予防計画	3-16
第 13 節	文化財災害予防計画	3-19
第 14 節	農業災害予防計画	3-20
第 15 節	食料等供給計画	3-21
第 16 節	気象観測体制の整備計画	3-21
第 17 節	水防、消防及び救助施設等整備計画	3-22
第 18 節	避難誘導等計画	3-23
第 19 節	交通確保・緊急輸送計画	3-24
第 20 節	要配慮者安全確保体制整備計画	3-24
第 21 節	台風・大雨等の防災知識普及計画	3-25
第 22 節	防災訓練計画	3-27
第 1 款	防災知識の普及計画	3-27
第 2 款	防災訓練実施計画	3-28
第 23 節	自主防災組織育成計画	3-30
第 24 節	災害ボランティア計画	3-33
第 25 節	道路事故災害予防計画	3-34
第 26 節	海上災害予防計画	3-34
第 2 章	災害応急対策計画	3-36
第 1 節	組織計画	3-36
第 2 節	動員計画	3-38
第 3 節	気象警報等の伝達計画	3-39
第 4 節	災害通信計画	3-49
第 5 節	災害状況等の収集・伝達計画	3-49
第 6 節	災害広報計画	3-49
第 7 節	自衛隊災害派遣要請計画	3-50
第 8 節	広域応援要請計画	3-50
第 9 節	避難計画	3-50
第 1 款	避難の原則	3-50

第2款	風水害避難計画	3-50
第3款	広域一時滞在	3-53
第10節	観光客等対策計画	3-54
第11節	要配慮者対策計画	3-54
第12節	水防計画	3-54
第13節	消防計画	3-54
第14節	救出計画	3-54
第15節	医療救護計画	3-54
第16節	交通輸送計画	3-54
第17節	治安警備計画	3-55
第18節	災害救助法適用計画	3-55
第19節	給水計画	3-55
第20節	食料供給計画	3-55
第21節	生活必需品供給計画	3-55
第22節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	3-55
第23節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	3-56
第24節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	3-56
第25節	住宅応急対策計画	3-56
第26節	二次災害の防止計画	3-56
第27節	教育対策計画	3-56
第28節	危険物等災害応急対策計画	3-56
第29節	海上災害応急対策計画	3-57
第30節	在港船舶対策計画	3-59
第31節	労務供給計画	3-59
第32節	民間団体の活用計画	3-59
第33節	ボランティア受入計画	3-59
第34節	公共土木施設応急対策計画	3-59
第35節	ライフライン等施設応急対策計画	3-59
第36節	農林水産物応急対策計画	3-60
第37節	道路事故災害応急対策計画	3-60
第38節	林野火災対策計画	3-61
第3章	災害復旧・復興計画	3-63
第1節	公共施設災害復旧計画	3-63
第2節	被災者生活への支援計画	3-63
第3節	中小企業者等への支援計画	3-63
第4節	応急金融対策	3-63

第5節 復興の基本方針等	3-63
--------------	------

資料編

(1) 北中城村防災会議条例	資-1
(2) 北中城村防災会議委員一覧	資-3
(3) 指定避難所一覧	資-4
(4) 指定緊急避難場所一覧	資-5
(5) 重要水防区域及び災害危険区域	資-6
(6) 民間団体等との協定等一覧	資-9
(7) 村有車両の状況	資-10